制度の取扱い

■ 加入資格

◎ 本共済会の会員（出資加入金２,０００円納付でいつでも会員になれます）の従業員で、原則として全員加入させなければなりません。ただし、次のような人は加入させなくてもさしつかえありません。

・期間を定めて雇われている人　・試用期間中の人　・休職中の人
・季節的業務に雇われている人　・非常勤の人

【次の方は加入できません】

・個人事業主の団体の場合…事業主およびその配偶者は加入できません。配偶者以外の家族従業員は、その就労の実態が他の従業員と同様であるなど、事業主との間に雇用関係があれば加入できます。
・法人企業の場合……役員は原則として加入させることができません。ただし、取締役などであっても、部長、支店長など従業員としての賃金の支給をうけるなどの実態があれば加入させることができます。

■ 加入および異動手続

◎ 新規加入、追加加入、増額申込の時期は、年６回（1．3．5．7．9．11月の１日発効）です。
所定の申込書により、前月２０日までにお申込みいただきます。
◎ 脱退手続は、毎月取り扱っています。所定の書類により、前月２０日までに申し出ていただき翌月１日発効となります。（詳細は、事務担当にお問合わせください）

■ 掛金の納付

◎ 毎月10日に口座振替させていただきます。
（振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。）

■ 給付金の請求手続

◎ 従業員が退職したり、死亡したり、年金を受けようとするときは、当共済会所定の書類によって請求してください。

■ 掛金および給付金の税制上の取扱い

◎ 事業主が負担した掛金は全額損金または必要経費として計上できます。
（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条）
◎ 退職一時金……退職所得となります。（所得税法第30条、所得税法施行令第72条）
◎ 年金……加入者本人が受け取る年金は、雑所得となります。（所得税法第35条）
◎ 遺族一時金および死亡給付金 …… 相続税の対象となりますが、受取人が法定相続人の場合、他の生命保険と合算した金額について相続税法上一定の金額が非課税となることがあります。（相続税法第３条・第12条）

（注）上記の取扱いは、2026年6月1日現在の税制によるもので、将来変更される場合があります。なお、個別のお取扱いについては所轄の税務署などにご確認ください。

■ 業務または財産の状況の変化による給付金額などの削減について

◎ 保険会社の業務または財産の状況の変化により、年金額・給付金額等が削減されることがあります。
なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によって保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合においても、年金額･給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構にお問合わせください。（以下の引受保険会社は生命保険契　約者保護機構に加入しております。）

引受保険会社：富国生命保険相互会社

（問合わせ先）
一般社団法人　福井中小企業福祉共済会『合同経営会計事務所内』
福井市西開発１丁目2503番地1　ＴＥＬ（0776）57－2393

富国-企-2026-10（2026.5.14）

2026年度版

永遠なる企業繁栄のために

退職金共済制度プラン

＜新企業年金保険（H14）＞

退職金の準備対策は、
毎月コツコツと…
そして節税がポイントです。

『この制度は「特定退職金共済団体」として国の承認を得て実施するものです。』

掛金は全額損金（必要経費）処理

制度の特色

死亡給付金は当制度独自のもの

希望により年金で受け取れる

■ 制度の運営

◎ この制度のうち死亡給付金を除く部分については、当共済会が引受保険会社（富国生命保険相互会社）と締結した新企業年金保険（H14）契約にもとづき運営いたします。

一般社団法人　福井中小企業福祉共済会
（合同経営会計事務所内）

【事業主さまへのお願い】
必ず当共済会の退職金共済規程をご確認のうえでお申込みください。

制度の内容

■ 掛金

◎加入口数……1口500円で1人最低2口、最高60口まで加入できます。
なお、掛金には制度運営費（1口につき24円）が含まれています。
◎掛金の負担…全額事業主負担です。
◎口数の増減…60口を限度として、加入口数を増加することができます。また、最低2口まで減額することもできます。

■ 給付金

◎退職一時金…加入従業員が退職されたとき
◎遺族一時金および死亡給付金…加入従業員が死亡されたとき
◎年金…加入10年以上の退職者が退職一時金に代えて年金支給を申し出たとき

■ 給付金の受取人

◎この制度の給付金の受取人は加入従業員です。なお、本人が死亡の時の受取人は遺族の方となります。
遺族の順位は、退職金共済規程第11条に定めるところによります。

◎給付金はいかなる場合（懲戒解雇の場合も含む）も事業主にお支払いすることはできません。

なお、給付金の請求にあたっては、加入従業員本人を確認することのできる**公的書類などの写し**を提出していただく必要があります。

■ 配当金【毎年の決算（6月末）により配当金が生じた場合】

◎掛金払込期間中は積立金の積増しに充当し、年金支払開始後は年金の増額に充当します。

制度のしくみ

ご加入例

月額掛金　：10,000円
（1口500円で20口加入）
加入年齢　：30歳
退職時年齢：60歳（加入年数30年）
年金種類　：10年確定年金

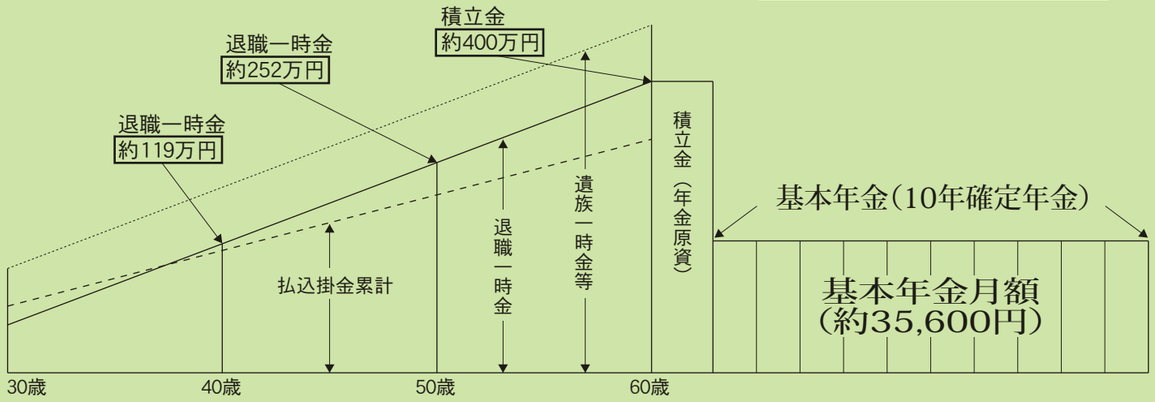

基本年金：年金開始時における積立金を原資とする年金です。

※上記しくみ図記載の数値は給付額試算表によります。

給付金額

■ 退職一時金額

退職時の積立金額となります。

■ 遺族一時金額

死亡時の退職一時金額に、掛金1口（500円）について500円を加算した金額です。

■ 死亡給付金

死亡時の加入口数1口について、5,000円を乗じた金額です。

■ 年金月額

退職時の積立金額を年金原資として計算した次の年金をお支払いします。
10年確定年金…10年間、ご加入者の生死にかかわらず年金をお支払いします。
◎年金受給権取得時に将来の年金にかえて一時金をご希望のときは、その時点の積立金額をお支払いします。
◎年金受取期間中に将来の年金にかえて一時金をご希望のときは、残余支払期間の未払年金現価をお支払いします。
◎年金は年4回に分けて3ヵ月分ずつ支払われます。
◎年金月額が1万円に満たない場合は、年金にかえて一時金でのお支払いとなります。

給付額試算表

月払（1口500円で20口10,000円加入の場合）

加入年数	掛金累計額	積立金額（退職一時金額）	遺族一時金額（死亡給付金を含む）	基本年金月額（10年確定年金）
1年	120,000円	約 114,400円	約 224,400円	約 (1,000)円
2	240,000	230,000	340,000	(2,000)
3	360,000	346,800	456,800	(3,000)
4	480,000	464,600	574,600	(4,200)
5	600,000	583,600	693,600	(5,200)
6	720,000	703,800	813,800	(6,200)
7	840,000	825,200	935,200	(7,400)
8	960,000	948,000	1,058,000	(8,400)
9	1,080,000	1,071,800	1,181,800	(9,600)
10	1,200,000	1,197,200	1,307,200	10,600
11	1,320,000	1,323,800	1,433,800	11,800
12	1,440,000	1,451,800	1,561,800	12,800
13	1,560,000	1,581,000	1,691,000	14,000
14	1,680,000	1,711,800	1,821,800	15,200
15	1,800,000	1,844,000	1,954,000	16,400
20	2,400,000	2,526,400	2,636,400	22,400
25	3,000,000	3,247,200	3,357,200	28,800
30	3,600,000	4,009,000	4,119,000	35,600

注１）　積立金額（退職一時金額）が掛金累計額を下回る場合があります。
注２）　基本年金月額の（　）内の金額は1万円未満につき、年金にかえて一時金でのお受取りとなることを表しています。

● 給付額は現時点確定しておらず、変動（増減）します。

給付額試算表の金額は、 次の条件で計算しておりますが、 実際にお支払いする金額は変動（増減）することがあり、 将来の支払額を、お約束するものではありません。
（1）常時、加入者数3,707人、加入口数49,105口を維持していること。
（2）加入者全員の掛金が毎月26日に払い込まれること。
（3）給付額試算表の給付額は、取扱生命保険会社の予定利率（2026年6月1日現在）にもとづき計算しております。
予定利率については、将来変更される場合があります。
（4）給付額試算表の給付額に配当金は加算しておりません。
① 毎年の配当金はそれぞれの支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。
② 決算実績によって配当金をお支払いできない年度もあります。
③ 配当金が生じた場合には積立金の積増しに充当されます。
④ 年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。